

# 萩 森林 計画 区

## 国有林の地域別の森林計画書（案）

計画期間 { 自 平成20年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日 }

（平成22年12月 日変更）

近畿中国森林管理局

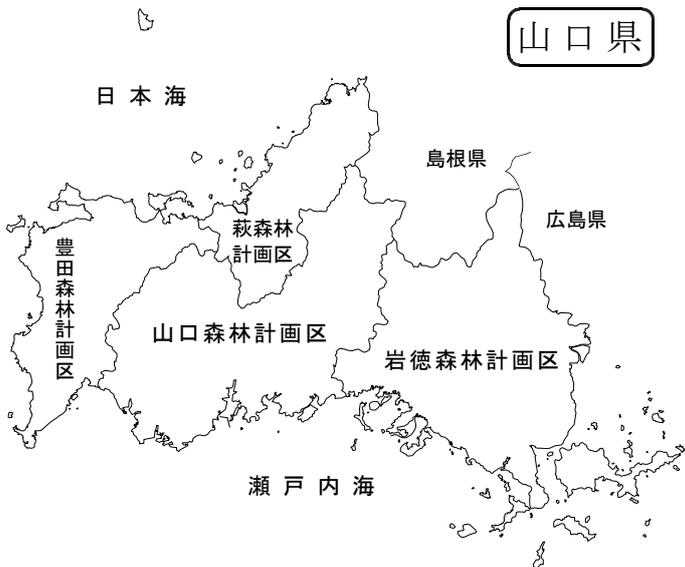
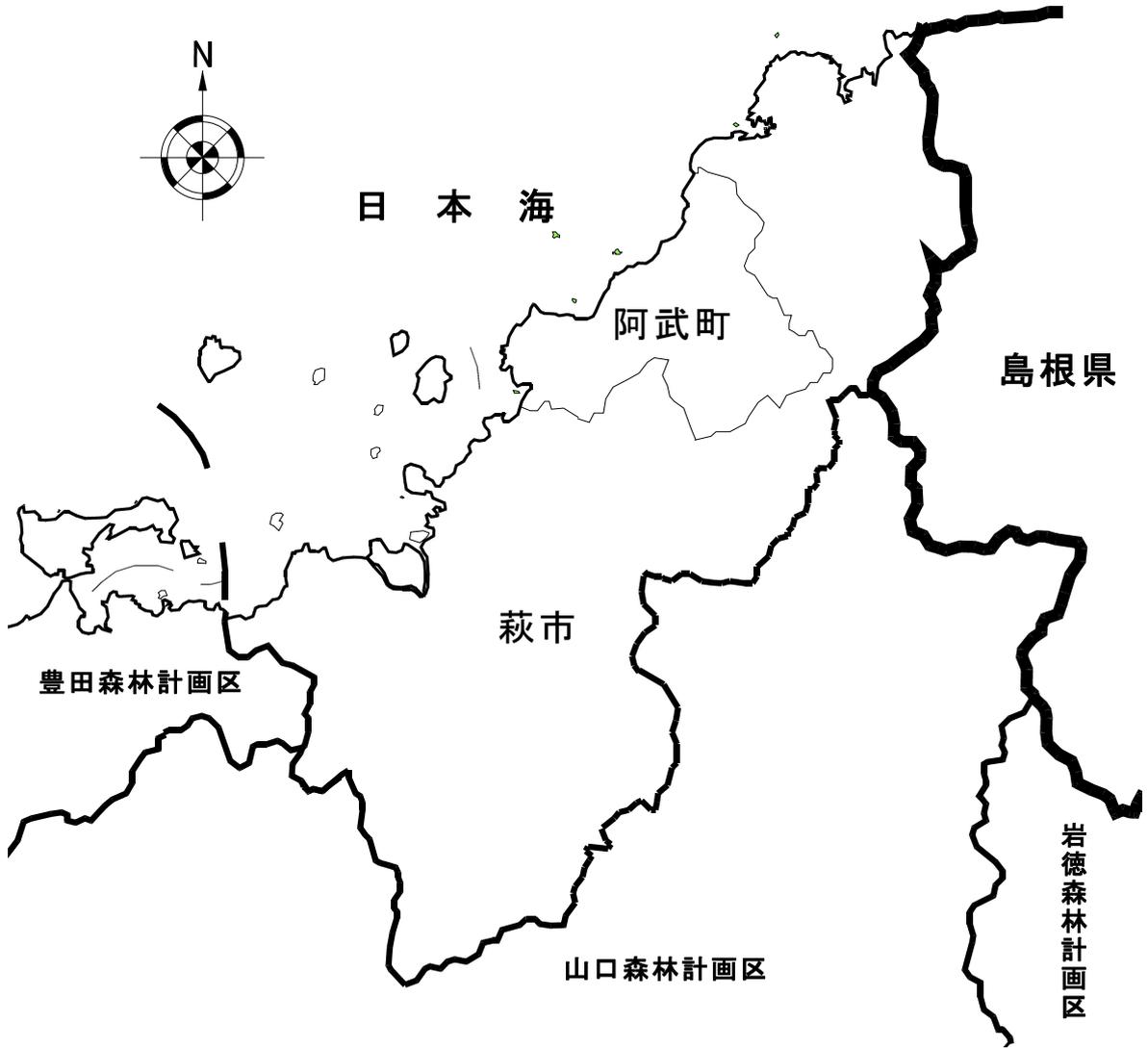
## ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、次の事由により変更します。

(変更理由)

森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部改正（平成22年3月31日農林水産省告示第539号）により森林計画区の対象地域が変更（阿東町の山口市への合併により、山口森林計画区への編入）されたことに伴い、関係する計画事項の変更を行います。

# 萩森林計画区位置図



凡 例	
府 県 界	———
森林計画界	———
市 町 村 界	———

# 担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

## 1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口 輝 文
	流域管理指導官		竹 井 正 治
	課 長 補 佐		坪 木 直 文
	企 画 係 長		高 井 和 巳

## 2 樹立に従事した期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成22年12月31日

## 目 次（変更分）

<b>I 計画の大綱</b> .....	1
<b>1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け</b> .....	1
(1) 自然的条件 .....	1
(2) 社会経済的背景 .....	2
(3) 森林計画区の位置付け .....	2
<b>II 計画事項</b> .....	3
<b>1 計画の対象とする森林の区域</b> .....	3
<b>2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b> .....	4
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 .....	4
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	4
<b>3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項</b> .....	4
(2) 伐採立木材積 .....	4
<b>5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項</b> .....	4
(2) 間伐立木材積 .....	4
<b>6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項</b> .....	5
(1) 公益的機能別施業森林の区域 .....	5
<b>7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項</b> .....	5
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等 .....	5
<b>9 森林の土地の保全に関する事項</b> .....	5
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	5
<b>10 保安施設に関する事項</b> .....	5
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 .....	5
(3) 実施すべき治山事業の数量 .....	5
<b>11 その他必要な事項</b> .....	6
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 .....	6
(2) 森林の保護及び管理 .....	6

別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	7
別表 2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	7
別表 3	伐採立木材積	8
別表 5	公益的機能別施業森林の区域	8
	(1) 水土保持林の区域	8
	(2) 森林と人との共生林の区域	9
別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	9
別表 8	樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	9
別表 10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	9
	10-1保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	9
別表 12	治山事業の数量	10
別表 13	法令により施業について制限を受けている森林	10



# I 計画の大綱

## 1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

### (1) 自然的条件

#### ア 位置及び面積

本計画区は、高津川広域流域森林計画区に属し、県の北東部にあって、東は島根県、西は豊田森林計画区、南は山口森林計画区に接し、北は日本海に面する総面積8.1千haの区域です。

本計画区における行政区域は、萩市及び阿武郡阿武町の1市1町です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）、以下同じ。）は、計画区の全域に点在し、その面積は1,496haです。

#### イ 地勢

地形は、東部の県境に西中国山地を成す高岳山、十種ヶ峰がそびえ、その内懐には高度300mの徳佐盆地を擁しています。さらに、西中国山地の北西部にかけて小起伏や丘陵を成す阿武山地が広がり、県のほぼ中央部に位置して分水界を成す鳳翻山地へと連なっている。一方、日本海沿岸部は県下第二の主要河川阿武川河口に造成された萩の三角州以外は平坦地に乏しく、屈曲に富む海岸線を呈しています。また、萩沖には見島をはじめとした台地状の火山島が点在しています。

#### ウ 気候

気象は、海岸部と内陸部では若干の差異があり、年平均気温は15～16℃、年間降水量は1,500～1,700mmです。

#### エ 地質及び土壌

地質は、全域にわたり流紋岩質岩石が広く分布しています。その間に萩市萩地区北部に安山岩質岩石が、日本海沿岸及び萩市むつみ地区から阿武町中心部にかけて花崗岩質岩石が、日本海島しょ及び阿武町から萩市田万川地区南部にかけて玄武岩質岩石が、萩市須佐地区から田万川地区にかけて凝灰角礫岩が、萩市萩地区南部から川上地区にかけて安山岩、礫岩、砂岩、頁岩互層が分布しています。

以上の母岩から生成された森林土壌は、日本海岸一帯では生産力のやや劣る乾性の褐色森林土又は未熟土、内陸部では生産力に富む褐色森林土となっています。

## (2) 社会経済的背景

### ア 土地利用の状況

本計画区の総面積は約8.1千ha、区域内の森林面積は約6.6千ha（総面積に対する割合81%）で、うち国有林は約1千haです。

### イ 人口及び産業の状況

本計画区の農林業就業人口の状況は、平成7年と対比すると平成17年には73%に減少しており、農山村の過疎化・高齢化に伴い林業従事者の高齢化も進み林業労働力の量及び質は低下しています。

### ウ 交通の状況

交通網のうち鉄道は、日本海沿いにJR山陰本線、内陸部にJR山口線が走り、道路は、国道9, 191, 315, 490号線が地方道と連絡し整備されています。

## (3) 森林計画区の位置付け

本計画区の森林面積に占める割合は、国有林が2%、民有林が98%となっています。

国有林はその多くが保安林に指定され、国土の保全や水源かん養機能の発揮が求められています。

また、人工林の占める割合が6.4%と高いことから、森林整備に伴う伐採を通じて木材資源の有効利用が求められています。

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位：ha

区 分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総 数		<u>1,495.54</u>	<u>1,202.90</u>	<u>292.64</u>
内 訳	萩 市	390.74	98.10	292.64
	阿 武 町	1,104.80	1,104.80	

注：1 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。

#### 2 森林計画図の縦覧場所

大阪市北区天満橋1丁目8-75

近畿中国森林管理局

山口市大字野田35-1

山口森林管理事務所

## 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する以下の各機能について、その高度発揮が期待される森林を、別表1のとおりとします。

### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### イ 森林整備及び保全の基本方針

##### (イ) 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備方針

###### a 水土保全林

整備対象面積 おおむね 1,200 ha (前計画 おおむね 2,300ha)

市町村合併により森林計画区の対象面積が減りました。

###### b 森林と人との共生林

整備対象面積 該当なし (前計画 おおむね 100ha)

市町村合併により森林計画区の対象面積が減りました。

###### c 資源の循環利用林

整備対象面積 おおむね 300 ha (前計画 おおむね 800ha)

市町村合併により森林計画区の対象面積が減りました。

#### ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおりとします。

## 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

### (2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画します。

## 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

### (2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画します。

## 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域

#### ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5－(1)のとおり定めます。

#### イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5－(2)のとおり定めます。

## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり定めます。

## 9 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定めます。

## 10 保安施設に関する事項

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表10のとおり定めます。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量については、別表12のとおり定めます。

## 1 1 その他必要な事項

### (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林は、別表 1 3 のとおりです。

#### (イ) 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

##### a 第 2 種特別地域

(a) 第 2 種特別地域の森林施業は、択伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

(b) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとします。

(c) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

(d) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。

(e) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

(f) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

① 1 伐区の面積は 2 ha 以内とする。ただし、疎密度 3 より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させます。

### (2) 森林の保護及び管理

#### ア 森林の保護及び管理の方針

(イ) 野生鳥獣による森林被害対策については、ツキノワグマによる剥皮害がみられることから、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、被害の把握に努め、必要に応じ防除を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位：ha

区 分		森林機能区分	森 林 の 所 在	面 積
総 数		水源かん養		<u>1,153.99</u>
		山地災害防止		<u>306.33</u>
		生活環境保全		二
		保健文化		<u>408.93</u>
		木材等生産		<u>1,080.61</u>
市 別	萩 市	水源かん養	1006、1017 ※萩市（旧旭村）4～6 ※萩市（旧福栄村）2、5、6	287.43
		保健文化	3000 ※萩市（旧旭村）6	58.09
		木材等生産	1006、1007、1017 ※萩市（旧旭村）4～6 ※萩市（旧福栄村）1、2、5、6、8、9	353.54
	町 内 訳	阿 武 町	水源かん養	1009、1010、1013～1016、1018、1029～1031、1033、1034
山地災害防止			1009～1012、1030、1031	306.33
保健文化			1009～1011、1014、1018、1033、1034	350.84
木材等生産			1009～1016、1018、1029～1034	727.07

注：※は公有林野等官行造林地

別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考(現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	<u>1,004</u>	<u>643</u>	<u>717</u>		<u>287</u>
	育成複層林					
	天然生林	<u>458</u>	<u>458</u>	<u>455</u>	<u>3</u>	
森林蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		<u>152</u>	<u>153</u>			
林道整備率 (%)		38	38			

注：1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容は、以下のとおり。

① 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一

の樹冠層を構成する森林として、成立させ維持する施業（育成単層林施業）

② 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>※2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>※3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

③ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）

※1「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

2 現況については、平成22年3月31日現在の数値

3 「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林

### 別表3 伐採立木材積

単位：千m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総数	(33)	(32)	(1)	(32)	(31)	(1)	(1)	(1)	(-)
	64	63	1	38	37	1	26	26	-

注：（ ）は公有林野等官行造林地で内書

### 別表5 公益的機能別施業森林の区域

#### (1) 水土保持林の区域

単位：ha

区 分	森 林 の 区 域（該当林班）	面 積
総 数		1,199.81
市町別	萩 市	1006、1007、1017
内訳	阿 武 町	1009～1016、1018、1029～1034
		95.01
		1,104.80

#### (2) 森林と人との共生林の区域

該当ありません。

**別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等**  
該当ありません。

**別表8 樹根及び表土の保全その他林地の  
 保全に特に留意すべき森林の地区**

単位：ha

所 在		面 積
市 町 村	地 区	
萩 市	1006, 1007 ※萩市（旧旭村）4、5	187.38
阿 武 町	1009～1016、1018、1029～1031、1033、1034	1,012.04
計		<u>1,199.42</u>

注：※は、公有林野等官行造林地

**別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等**

**10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積**

単位：ha

保 安 林 の 種 類	面 積	備 考
保安林総数(実面積)	<u>1,199</u>	
水源かん養のための保安林	<u>812</u>	
災害防備のための保安林	<u>387</u>	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

## 別表12 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施工地区数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
阿武町	1011、1017、1029、1030、	4	溪間工 本数調整伐	
合 計		<u>4</u>		

- 注：1 区域欄は、林班番号を記載  
 2 地区数＝林班数を記載  
 3 工種欄は、溪間工、山腹工、本数調整伐等を記載

## 別表13 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域		
水源かん養保安林	萩 市	1006、1007、1017 ※萩市（旧旭村）4、5	187.38	
	阿 武 町	1009、1010、1013～1016、1018、 1033、1034	625.17	
土砂流出防備保安林	阿 武 町	1011、1012、1030	146.30	
干 害 保 安 林	阿 武 町	1029～1031	241.39	
国 定 公 園 (第二種特別地域)	萩 市	3000	3.09	

注：※は、公有林野等官行造林地